

大口町ホームページ広告掲載に関する契約書（案）

大口町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、インターネットに公開している大口町ホームページのトップページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し契約を締結するものとする。

（目的）

第1条 甲は、乙が提出し、審査、承認されたバナー広告（以下「広告」という。）を町ホームページに掲載し、乙は、甲にその対価として広告料を支払うものとする。

（広告掲載期間）

第2条 乙が町ホームページに広告掲載を行うことができる期間（以下「広告掲載期間」という。）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（使用枠数及び広告料）

第3条 使用枠数は、1枠とし、広告料は、〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇,〇〇〇円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第4条 乙は、この契約から生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（秘密の保持）

第5条 乙は、広告掲載に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（事故発生時の報告）

第6条 乙は、広告掲載に関し、事故その他契約を履行し難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（要綱及び基準の遵守）

第7条 乙は、甲が提示する大口町広告掲載事業に関する要綱（以下「要綱」という。）及び大口町広告掲載基準（以下「基準」という。）を遵守しなければならない。

（広告料の支払）

第8条 乙は、広告料を甲の発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納付期限までに納めるものとする。

（広告の範囲及び掲載基準等）

第9条 町ホームページに掲載できる広告の範囲、掲載基準等は、要綱及び基準の規定を適用する。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告は、乙が作成し、その費用を負担するものとする。

2 乙は、事前に審査、承認された広告原稿に基づき作成したデータを、当該広告掲載開始日から起算して7日前の日までに、甲が指定した方法により提出するものとする。

(広告掲載の開始日及び終了日)

第11条 広告掲載開始日は、原則として広告掲載期間の初日とする。

2 広告掲載終了日は、原則として広告掲載期間の最終日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、甲が別に定める。

(広告掲載の方法)

第12条 甲は、第10条第2項の規定により提出された広告を、原則として広告掲載開始日の午後5時までに掲載するものとする。

2 甲は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の午後5時までに削除するものとする。

(届出義務)

第13条 乙は、広告掲載期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に届け出なければならない。

- (1) バナー画像を変更するとき。
- (2) リンク先ホームページのURLを変更するとき。
- (3) リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (5) 乙の名称、所在地及び連絡先並びに法人格を有しない団体にあつては代表者を変更するとき。
- (6) 広告の内容等が、要綱及び基準に抵触することとなったとき。

(広告内容等の修正等の指示)

第14条 甲が広告内容等について、要綱及び基準に反すると判断したときは、乙に対していつでも広告の内容等の修正又は削除（以下「修正等」という。）を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 第7条又は前条第2項に違反したとき。
- (2) その他広告事業を継続することが適切でないと甲が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第16条 乙は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 乙は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により甲に申し出なければならない。

(広告掲載の中止)

第17条 甲は、この契約締結後、乙の責めによらない社会状況の変化等により、広告を掲載することが不相当と判断したときは、広告掲載を中止することができる。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 広告掲載料が、町が指定する期日までに納入されないとき。
- (2) 広告原稿が、町が指定する期日までに提出されないとき。
- (3) 広告原稿が、審査、承認された広告案と著しく相違するとき。
- (4) 公益上の理由により、町が広告媒体を使用する必要性が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告掲載を行うことが適当でないと認めたとき。

2 前項に定める場合のほか、甲乙協議のうえこの契約を解除することができる。

(広告料の返還)

第19条 甲は、徴収した広告料は還付しないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が広告掲載をしなかった期間が1日を超えると、第17条の規定による時、又はその他特別の事由があると甲が認めるときは、この限りではない。

2 次の各号に掲げる理由により甲が町ホームページの運営を一時停止した場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災地変その他の非常事態が発生した場合
- (3) その他公益上やむを得ない場合

3 第1項ただし書の場合に還付する金額は、広告を終日掲載しなかった日数と広告掲載期間の日数に応じて日割計算(1円未満端数切り捨て)により算出し、還付金には利息を付さない。

(信義誠実の義務)

第20条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(損害賠償)

第21条 乙は、広告内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切

の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害若しくは財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正行為若しくは不法行為を行ってはならない。

2 乙は、広告掲載により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(調査又は報告)

第22条 乙がこの契約の定め違反したときは、甲は乙に対し、事実関係の調査及び報告を求めることができる。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他)

第25条 この契約に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、甲が定める。

(疑義等の決定)

第26条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大口町下小口七丁目155番地
大口町
大口町長 鈴木 雅博 印

乙
印

仕 様 書

1 バナー広告の掲載位置

○バナー広告の掲載位置は、町が指定した位置とする。

- ・トップページの改版などにより、掲載位置が変更される場合がある。

2 バナー広告の規格

○サイズ：縦70ピクセル×横140ピクセル以内

○ファイル形式：J P E G, G I F (アニメーション、移動不可)

○データサイズ：5キロバイト以内

- ・文字、イラストなどデザインについては、見やすく配慮する。
- ・大口町が直接広告をしていると誤解を与えるようなデザイン、配色、文字、ロゴ、字体などは、使用しない。
- ・バナー全体に対する代替テキストを簡潔に記述する。
- ・閲覧者に誤解を与えたりするおそれのある表現は避ける。

(例) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

アラートマーク

ラジオボタン

テキストボックス (入力できるように見えるもの)

プルダウンメニュー (下に選択肢があるように見えるもの)

3 バナー広告のデータ提出

○電子データで提出する。

- ・フロッピーディスク、CD-R等の記録媒体により提出した場合は、記録媒体は返却しない。
- ・電子メールに添付しての提出も可とします。次の題名にて送信すること。

題名：大口町ホームページバナー広告データの送信について

送信先：kouhou@town.oguchi.lg.jp